

○令和3年度 実地指導における主な指摘事項（共通事項）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	共通	3 運営	内容及び手続の説明及び同意	基準条例第77号第9条第1項他	重要事項説明書を確認したところ、利用料について法定代理受領サービスであるときの本人負担額が3割となる場合があることの記載がないため、記載を改めること。	岐阜地域福祉事務所
2	共通	3 運営	内容及び手続の説明及び同意	基準条例第77号第9条第1項他	重要事項説明書及び契約書を確認したところ、誤記が散見され、利用料及び苦情受付機関の記載に不備が認められたため、記載を改めること。	岐阜地域福祉事務所
3	共通	3 運営	内容及び手続の説明及び同意	基準条例第77号第9条第1項他	重要事項説明書を確認したところ、苦情又は相談があった場合の窓口について、通常の事業の実施地域である市町村の記載がないため、記載すること。	岐阜地域福祉事務所
4	共通	3 運営	運営規程	基準条例第77号第71条第1項他	運営規程と重要事項説明書の記載が合致していないので、合致するよう記載を改めること。	岐阜地域福祉事務所
5	共通	3 運営	運営規程	基準条例第77号第29条第7号他	虐待防止のための措置を講じているが、運営規程に、当該措置に関する事項についての記載がないため、運営規程の記載を改めること。	岐阜地域福祉事務所
6	共通	3 運営	勤務体制の確保等	基準条例第77号第30条第4項他	性的な言動や優越的な関係を背景とした言動により従業者の就業環境等が害されることを防止するための措置を講じていないことが認められたため、必要な措置を講じること。	岐阜地域福祉事務所
7	共通	3 運営	勤務体制の確保等	基準条例第77号第30条第1項他	原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、勤務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。	岐阜地域福祉事務所
8	共通	3 運営	秘密保持等	基準条例第77号第33条他	従業者の誓約書について、利用者の家族の秘密を守ることが規定されていないことが認められたため、全ての従業者について、利用者の家族の秘密を守ることを誓約させること。	岐阜地域福祉事務所
9	共通	3 運営	秘密保持等	基準条例第77号第33条第1項他	従業者の秘密保持について、在職中及び退職後であっても利用者又は家族の秘密を守ることを誓約する誓約書を徴していない者が認められたため、すべての従業員について誓約書を徴すること。	岐阜地域福祉事務所
10	共通	3 運営	秘密保持等	基準条例第77号第33条第2項他	個人情報使用に係る同意書について、利用者の家族の同意欄がなく、利用者の家族の個人情報使用の同意を得られていないため、個人情報使用に係る同意書について、利用者の家族欄を設けることにより、利用者の家族の個人情報をを用いる場合の同意を確実に得るよう、様式を改めること。	岐阜地域福祉事務所
11	共通	3 運営	内容及び手続の説明及び同意	基準条例第77号第9条第1項他	苦情を受け付けるための窓口担当者及び苦情解決責任者について、重要事項説明書に窓口担当者の職氏名の記載がないため、明記すること。	岐阜地域福祉事務所
12	共通	3 運営	記録の整備	基準条例第77号第40条第2項他	事業所の契約書において、サービス提供記録の保管期間が2年間と規定されていた。利用者に対する指定サービスの提供に関する記録を整備し、当該記録を整備した日（提供した具体的なサービスの内容等の記録にあっては具体的なサービスを提供した日の属する月の翌々月の末日）から5年間保存しなければならないことから、契約書の規定を改めるとともに、記録の保存期間を5年間とすること。	岐阜地域福祉事務所

○令和3年度 実地指導における主な指摘事項（訪問系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	訪問介護	1 人員	訪問介護員等の員数	基準条例第77号第6条第2項	最低基準を上回る員数のサービス提供責任者について、勤務時間数が事業所において定められている常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数の2分の1に達していない者がいたことを確認した。最低基準を上回る員数のサービス提供責任者を非常勤のサービス提供責任者とする場合は、事業所における勤務時間数が常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数の2分の1以上に達している者とする。こと。	岐阜地域福祉事務所
2	訪問介護	3 運営	内容及び手続の説明及び同意	基準条例第77号第9条第1項	重要事項説明書に記載の通常の事業の実施地域と実情が不一致のため、記載を改めること。	岐阜地域福祉事務所
3	訪問介護	3 運営	内容及び手続の説明及び同意	基準条例第77号第9条第1項	重要事項説明書を確認したところ、通常の事業の実施地域を越えて指定訪問介護を提供するために要する交通費を徴収する旨の記載がない他、記載内容に誤記があることが認められたため、記載を改めること。	岐阜地域福祉事務所
4	訪問介護	3 運営	内容及び手続の説明及び同意	基準条例第77号第9条第1項	重要事項説明書を確認したところ、契約書に規定されているその他の費用の徴収について、重要事項説明書に記載がないことが認められたため、重要事項説明書の記載を改めること。	岐阜地域福祉事務所
5	訪問介護	3 運営	内容及び手続の説明及び同意	基準条例第77号第9条第1項	重要事項説明書について、指定訪問介護を提供する者の職種が適切に記載されていないため、記載を改めること。	岐阜地域福祉事務所
6	訪問介護	3 運営	サービスの提供の記録	基準条例第77号第20条第1項	サービス実施記録とサービス利用票の訪問介護の提供時間が異なる事例が認められた。実施時間を変更してサービスを提供することとなった場合には、速やかに居宅介護支援事業者に報告し、サービス提供票の変更を依頼すること。	岐阜地域福祉事務所
7	訪問介護	3 運営	利用料等の受領	基準条例第77号第21条第3項、第4項	運営規程に定められている、通常の事業の実施地域以外の居宅においてサービスを提供する場合に要した交通費を徴収していないことが認められた。交通費の徴収を行うか否か検討するとともに、徴収する場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、説明を行い、同意を得ること。	岐阜地域福祉事務所
8	訪問介護	4 報酬	訪問介護計画の作成	基準条例第77号第23条第1項、第3項第1号、第24条第1項	訪問介護計画を作成しないまま訪問介護を提供していた事実が認められた。訪問介護計画の作成のない期間については、訪問介護が適切に提供されていたとは認められない。訪問介護計画未作成期間に訪問介護を提供していた事例について、自己点検した結果を報告すること。	岐阜地域福祉事務所
9	訪問介護	3 運営	訪問介護計画の作成	基準条例第77号第24条第2項第1号及び第3項	居宅サービス計画が変更されているにもかかわらず、訪問介護計画書の変更がなされていない事例が認められた。居宅サービス計画の変更時には、速やかに訪問介護計画を変更すること。	岐阜地域福祉事務所
10	訪問介護	4 報酬	訪問介護計画の作成	基準条例第77号第23条第3項第1号、第24条第1項	訪問介護計画を作成する前にサービスの提供を開始していた事例が認められた。訪問介護計画の作成のない期間については、訪問介護が適切に提供されていたとは認められない。訪問介護計画未作成期間に訪問介護を提供していた事例について、自己点検した結果を報告すること。	岐阜地域福祉事務所
11	訪問介護	3 運営	訪問介護計画の作成	基準条例第77号第24条第1項	訪問介護計画書を確認したところ、具体的な援助内容やそれぞれの行為に要する時間、具体的な援助内容が記載されていない事例が認められたため、どの訪問介護員であってもサービス内容に差が生じないように具体的な援助内容及び時間を記載した訪問介護計画書とすること。	岐阜地域福祉事務所
12	訪問介護	3 運営	勤務体制の確保等	基準条例第77号第30条第2項	従業者のタイムカードを確認したところ、打刻が適切に行われておらず、従業者がサービスの提供に従事した証拠が確実に残されていない者が認められたため、タイムカードの打刻を適切に行い、各業務に従事した証拠を明らかにすること。	岐阜地域福祉事務所
13	訪問介護	3 運営	勤務体制の確保等	基準条例第77号第30条第1項	訪問介護員等として従事する時間帯又は時間数と、有料老人ホームの従事者として従事する時間帯又は時間数を区別して勤務予定表を作成すること。	岐阜地域福祉事務所

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
14	訪問介護	3 運営	秘密保持等	基準条例第77号第33条第1項	サービス提供記録を事業所のタブレット端末や訪問介護員等のスマートフォンのアプリケーションを用いて作成しているが、アプリケーションの事業所外での使用制限や、アプリケーション使用に関する個人情報保護、利用者及びその家族の情報に関する守秘義務を規定した規程を設けていないことが認められた。 アプリケーションの不正利用を未然に防ぐため、アプリケーションの使用に関する規程を設ける等の措置を講じること。	岐阜地域福祉事務所
15	訪問介護	3 運営	事故発生時の対応	「岐阜県介護保険施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」	県への報告がなされていない事故事例があることが認められたため、事故発生時には、市町村、利用者の家族、利用者にかかる居宅介護支援事業所の他、県に対しても連絡を行うこと。	岐阜地域福祉事務所
16	訪問介護 訪問看護	1 人員	管理者	基準条例第77号第7条、第61条	管理者不在の期間があったことが認められたため、今後はかかることの無いように厳に注意すること。	岐阜地域福祉事務所
17	訪問看護	1 人員	看護師等の員数	基準条例第77号第60条第1項第1号、同条第3項	看護職員を常勤換算方法で2.5以上となる員数としなければならないが、それを満たしていなかったことが認められたため、適切な員数を確保すること。	岐阜地域福祉事務所
18	訪問看護	3 運営	緊急時等の対応	基準条例第77号第70条	緊急時の対応について、他事業所のマニュアルとなっていたため、事業所用のマニュアルを整備すること。	岐阜地域福祉事務所
19	訪問看護	3 運営	緊急時等の対応	基準条例第77号第70条	緊急時対応マニュアルを整備しておらず、利用者の病状の急変等が生じた場合の看護師等の対応方法について明確にしていないことが認められたため、緊急時対応マニュアル等を整備して、利用者に病状の急変等が生じた場合の看護師等の対応方法を明らかにするとともに、すべての看護師等にその内容を周知すること。	岐阜地域福祉事務所
20	訪問看護	3 運営	勤務体制の確保等	基準条例第77号第73条（準用第30条第1項）	自宅から直行直帰で業務を行う看護師等について、サービスの提供実績の証跡がない他、サービスに関する業務を行った証跡もなく、業務の進捗状況を管理していなかったため、全従業員について、業務に従事した証跡を残し、業務の進捗状況の管理を行うこと。	岐阜地域福祉事務所
21	訪問看護	3 運営	苦情への対応等	基準条例第77号第73条（準用第36条第1項）	実地指導当日に、苦情対応マニュアルの提示がなく、当該マニュアルを整備している証跡も確認することができなかったため、苦情対応マニュアルを整備するとともに看護師等にその内容を周知すること。	岐阜地域福祉事務所
22	訪問看護	3 運営	事故発生時の対応	基準条例第77号第73条（準用第38条第1項）	事故対応マニュアルが整備されておらず、連絡先や連絡方法、事故発生時に取るべき措置を定めていないことが認められたため、事故対応マニュアルを整備し、全ての看護師等にその内容を周知すること。	岐阜地域福祉事務所

○令和3年度 実地指導における主な指摘事項（通所系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	通所介護	3 運営	通所介護計画の作成	基準条例第77号第96条第2項第1号	通所介護計画書と居宅サービス計画書で入浴回数が異なることが認められた。 既に居宅サービス計画書が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿った通所介護計画書を作成すること。	岐阜地域福祉事務所
2	通所介護	3 運営	個別機能訓練加算	平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働省大臣が定める基準」十六のイ	個別機能訓練計画書において、目標の内容に具体的な記載がなく、利用者に提供する訓練の目的、留意点及び時間等の記載がないことが認められたため、個別機能訓練計画書の記載を見直すこと。	岐阜地域福祉事務所

○令和3年度 実地指導における主な指摘事項（居住系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	特定施設入居者生活介護	1 人員	従業者の員数	基準条例第77号第203条第2項第1号、同条第4項	生活相談員の勤務実績を確認したところ、常勤換算方法1以上を満たしておらず、常勤の配置がなかったことが認められたため、生活相談員を適切に配置すること。	岐阜地域福祉事務所
2	特定施設入居者生活介護	1 人員	従業者の員数	基準条例第77号第203条第2項第2号イ	看護職員及び介護職員の総数を確認したところ、基準を満たしていなかったことが認められたため、看護職員及び介護職員について、適切な員数を置くこと。	岐阜地域福祉事務所
3	特定施設入居者生活介護	1 人員	従業者の員数	基準条例第77号第203条第2項第2号ロ	看護職員の員数を確認したところ、不足が認められたため、看護職員について適切な員数を置き、看護職員の不足に係る人員欠如減算を適用すること。	岐阜地域福祉事務所
4	特定施設入居者生活介護	1 人員	管理者	基準条例第77号第221条（準用第42条）	管理者の勤務実績を確認したところ、常勤の勤務すべき時間数に不足していることが認められたため、管理者を適切に配置すること。	岐阜地域福祉事務所
5	特定施設入居者生活介護	3 運営	管理者の業務	基準条例第77号第221条（準用第52条）	管理者は従業者の勤務体制を確保し、特定施設入居者生活介護等を適切に提供するため、従業者の勤務時間及び休暇等の状況を把握し、厳格に従業者の管理を行うこと。	岐阜地域福祉事務所
6	特定施設入居者生活介護	3 運営	勤務体制の確保等	基準条例第77号第217条第1項	従業者の勤務表を確認したところ、勤務時間数が出勤簿と合致していない従業者及び常勤と表記されているものの勤務時間数が常勤の勤務すべき時間数に不足している従業者が散見され、常勤の従業者にかかる休暇の記載もなかった。実績の勤務表には、従業者の勤務時間及び常勤の従業者の休暇等を事実どおりに記載し、従業者の勤務状況を明確にすること。	岐阜地域福祉事務所
7	短期入所生活介護	3 運営	心身の状況等の把握	基準条例第77号第155条（準用第14条）	サービス担当者会議の実施がない事例があったため、サービス担当者会議を通じて、利用者の心身の状況を把握するよう努めること。	岐阜地域福祉事務所
8	短期入所生活介護	3 運営	緊急時等の対応	基準条例第77号第150条	利用者の急変時において、従業者が医師に連絡するも速やかに繋がらなかった事実が認められたため、利用者の急変時に主治医等に速やかに連絡を取ることができるような体制を整備すること。	岐阜地域福祉事務所

○令和3年度 実地指導における主な指摘事項（福祉用具貸与・特定福祉用具販売）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
					該当なし	

○令和3年度 実地指導における主な指摘事項（施設系サービス）

番号	種類	区分	項目	根拠	指摘事項	県事務所
1	介護老人福祉施設	3 運営	施設サービス計画の作成	「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」基準条例第79号第17条第2項第2号	アセスメントを確認したところ「課題分析標準項目」のうち、一部項目を具備していないことが認められたため、入所者の有する課題を客観的に抽出するために「課題分析標準項目」の全23項目を具備すること。	岐阜地域福祉事務所
2	介護老人福祉施設	3 運営	運営規程	基準条例第79号第29条第6号	運営規程について、緊急時等における対応方法について規定されていないことが認められたため、運営規程の記載を改めること。	岐阜地域福祉事務所